

○札幌市国民健康保険医業類似行為施術費支給に関する規則

昭和37年4月7日規則第27号

改正沿革

札幌市国民健康保険医業類似行為施術費支給に関する規則

(趣旨)

- 第1条 この規則は、札幌市国民健康保険条例(昭和36年条例第9号)第8条の規定に基づいて行う医業類似行為施術費(以下「施術費」という。)の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。
一部改正〔平成20年規則27号〕

(施術費の支給)

- 第2条 市長は、被保険者が、第6条の規定により札幌市国民健康保険医業類似行為施術担当者の指定を受けた者(以下「施術担当者」という。)の行う施術を受けたときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対して施術費を支給する。
- 2 前項の施術費の額は、施術1回につき1,600円とする。
 - 3 施術費支給の対象となる期間(以下「期間」という。)は、同一傷病につき6月を超えないものとする。
 - 4 前項の規定にかかわらず、期間6月を経過してもなお全治しない場合であつて、医師が特に必要と認めるときは、更に6月を超えない範囲で期間を延長することができる。ただし、再度延長することはできない。
 - 5 前2項の場合において施術費支給の対象となる施術(以下「施術」という。)の回数は、被保険者1人につき1日1回を超えないものとし、かつ第3項又は第4項に定める期間につきそれぞれ45回を超えないものとする。
一部改正〔昭和48年規則27号・49年31号・50年22号・51年19号・52年8号・53年10号・54年23号・55年35号・57年39号・平成4年62号〕

(施術の範囲)

- 第3条 前条の施術の範囲は、次に掲げる末梢神経疾患又は運動器疾患とする。ただし、療養費の支給の対象となつた施術を除く。

- (1) 神経痛
 - (2) 神経まひ
 - (3) リウマチ
 - (4) 関節痛
 - (5) 腰筋ねんざ
 - (6) 頸腕症候群
 - (7) 五十肩
 - (8) 腰痛症
 - (9) その他類症疾患
- 2 被保険者は、前項に規定する疾患について施術を受けようとするときは、あらかじめ医師の証明書(様式1)を得なければならない。
- 3 前条第4項の規定により期間を延長しようとするときは、あらかじめ医師の証明書(様式1の2)を得なければならない。
一部改正〔昭和52年規則8号・平成7年44号〕

(施術の手続)

- 第4条 被保険者は、前条第1項に係る施術を受けようとするときは、施術担当者に施術券を提示しなければならない。
- 2 前項の施術券は、前条第2項又は第3項の規定による医師の証明書に国民健康保険被保険者証を添え、初回施術時に施術担当者に請求し、交付を受けるものとする。
 - 3 施術担当者は、被保険者から施術を求められたときは、その提示された施術券の内容を確認の上、施術を行うものとする。
一部改正〔平成7年規則44号〕

(施術費の請求)

- 第5条 第2条の規定による施術費の請求は、国民健康保険施術費支給申請書(様式4)により申請しなければならない。
一部改正〔平成7年規則44号〕

(施術担当者の指定)

- 第6条 施術担当者は、次の各号に掲げる要件を備える者のうちから市長が指定する。
- (1) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和22年法律第217号。以下「法」という。)第1条の規定による免許を有し、又は法第12条の2の規定による届出をし、都道府県知事の届出済証を有すること。
 - (2) 市内に、法第9条の2第1項前段の規定による施術所を有すること。
 - (3) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例(平成25年条例第6号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第7条第1項に規定する暴力団関係事業者(以下「暴力団員等」という。)でないこと。
一部改正〔昭和52年規則8号・平成25年16号〕

(指定の申請)

第7条 施術担当者の指定を受けようとする者は、国民健康保険施術担当者指定申請書(様式6)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 前条第1号の規定による免許証又は届出済証の写し
 - (2) 申請時前1年間の市税に関する納税証明書
 - (3) 施術担当者の指定を受けようとする者が、暴力団員等でないことを誓約する誓約書
- 一部改正〔平成25年規則16号〕

条履歴

(指定書の交付)

第8条 市長は、施術担当者を指定したときは、札幌市国民健康保険施術担当者指定証(様式7)を交付する。

(標示板の掲示)

第9条 施術担当者は、施術所の見やすい所に標示板(様式8)を掲示しなければならない。

(施術担当方針)

第10条 施術担当者は、被保険者の施術に当たっては、親切を旨とし、施術について必要な事項は、わかりやすく指導しなければならない。

(施術録の備付等)

第11条 施術担当者は、被保険者の施術の内容を明らかにするため、国民健康保険施術録(様式9)を備え、施術のつど所定事項を記入しなければならない。

2 前項の施術録は、完結の日から5年間保存しなければならない。

(施術担当者の辞退)

第12条 施術担当者は、施術の担当を辞退しようとするときは、その1月前までに国民健康保険施術担当者辞退届(様式10)により市長に届出しなければならない。

(指定の取消し又は停止)

第13条 市長は、施術担当者が次の各号の一に該当するときは、その指定を取消し、又は期間を定めて停止することができる。

- (1) 第6条各号に掲げる要件を欠くに至ったとき
 - (2) 故意に不当な施術料金の請求をしたとき
 - (3) 前2号に掲げる場合を除くほか、この規則の規定に違反したとき
- 2 前項の規定により施術担当者の指定を取消し、又は停止された者は、直ちに施術担当者指定証を市長に返納しなければならない。

(補則)

第14条 この規則の施行について必要な事項は、そのつど市長が定める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和37年4月1日から適用する。
- 2 札幌市国民健康保険事業施行規則(昭和36年規則第37号)の一部改正〔省略〕

附 則(昭和38年規則第25号)～附 則(平成16年規則第61号)
省略

附 則(平成20年規則第27号)
この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成25年規則第16号)
この規則は、平成25年4月1日から施行する。(後略)

様式1

施 術 証 明 書					
被保険者証 記号・番号	国札 —	世帯主名			
施術を受ける ようとする 被保険者	住 所	札幌市 区			
	氏 名				
	生年月日	年 月 日			
傷 病 名	1 神経痛	部 位		必要と認められる 施術	1 鍼
	2 神経まひ				2 灸
	3 リウマチ				3 鍼・灸
	4 関節痛				4 あんま
	5 腰部ねんざ				5 マッサージ
	6 頸腕症候群				6 指圧
	7 五十肩				7 療術
	8 腰痛症				
	9 その他類症疾患				
施術を必要とする期間	年 月 日から 年 月 日まで				
発病年月日	年 月 日				
初診年月日	年 月 日				
上記のとおり、施術を受ける必要があることを認めます。					
_____ 年 月 日 保険医療機関名 所在地 保険医氏名					

※ 傷病名及び必要と認められる施術欄は、該当番号を○で囲み、部位欄には当該傷病の部位を記入してください。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。
 全部改正〔平成7年規則44号〕

施 術 証 明 書						追 加	
被保険者証 記号・番号		国札 —		世帯主名			
施術を受け ようとする 被保険者		住 所		札幌市 区			
		氏 名					
		生年月日		年 月 日			
傷 病 名	1	神経痛	部 位		必要と認められる 施術	1	鍼
	2	神経まひ				2	灸
	3	リウマチ				3	鍼・灸
	4	関節痛				4	あんま
	5	腰部ねんざ				5	マッサージ
	6	頸腕症候群				6	指圧
	7	五十肩				7	療術
	8	腰痛症					
	9	その他類症疾患					
施術を必要とする期間				年 月 日から		年 月 日まで	
発病年月日				年 月 日			
初診年月日				年 月 日			
上記のとおり、施術を受ける必要があることを認めます。 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;"> _____ 年 月 日 保険医療機関名 _____ 所 在 地 _____ 保 険 医 氏 名 _____ (印) </div>							

※ 傷病名及び必要と認められる施術欄は、該当番号を○で囲み、部位欄には当該傷病の部位を記入してください。

備考 この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。
 全部改正〔平成7年規則44号〕

様式2 削除
 削除〔平成7年規則44号〕

様式3 削除
 削除〔平成7年規則44号〕

様式4

国民健康保険施術費支給申請書

被保険者証記号・番号	国札		
施術を受けた被保険者氏名		年 月 日生	
施術を受けた期間と回数	年 月 日から	年 月 日まで	回
下記のとおり申請します。 なお、申請額の受領を 様に委任します。 年 月 日 世帯主住所 札幌市 区 氏名 _____ (印) (あて先) 札幌市長			

施術明細							月分	施術の種類	施術者指定番号					
施術を行った日(施術日には 施術を行った者の印を押す。)							転帰	治癒	繰越	中止	死亡	氏名	住所	札幌市
1	2	3	4	5	6	7	傷	病	名	氏	住			
8	9	10	11	12	13	14	部	位	氏	住	所	札幌市		
15	16	17	18	19	20	21	施術を受ける期間		年 月 日から		年 月 日まで			
22	23	24	25	26	27	28	被保険者済認印		年 月 日から		年 月 日まで			
計	回数	回	請求	金額	円		(か月)		(印)					

※	審査決定額(支給決定額)	円
---	--------------	---

※印の欄は記入しないでください。

備考 この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

全部改正〔平成7年規則44号〕、一部改正〔平成20年規則27号〕

様式5 削除

削除〔平成7年規則44号〕

様式6

国民健康保険施術担当者指定申請書			
施 術 者	氏 名		
	生年月日		
	免許証 又は届 出済証	種 類	
		番 号	
施 術 所	所 在 地		
	名 称		
	開設年月日	開設届出 年 月 日	
	業務の種類	開設届出経 由保健所名	

上記のとおり申請します。

年 月 日

住 所

申請者

氏 名



(あて先)札幌市長

備考 この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を使用することができ
る。

一部改正〔平成16年規則61号〕

(B5判)

札幌市国民健康保険施術担当者指定証

指定番号 第 号
 施術所所在地
 名称
 施術者氏名
 施術の種類

札幌市国民健康保険医業類似行為施術費支給に関する規則第6条の規定により施術担当者に指定する。

年 月 日

札幌市長



様式8

← 10センチメートル

→

↑ 28センチメートル ↓

札幌市国民健康保険指定施術担当者

第 号

様式9

札幌市国民健康保険施術録

被保険者証 記号・番号	国 札 ー		医師の証明事項	
世帯主氏名			傷病名 (部位)	
施術を受ける 被保険者	住所	札幌市 区	施術を必要 とする期間	年 月 日から 年 月 日まで
	氏名		発病年月日	年 月 日
生年月日	年 月 日		初診年月日	年 月 日
施術の 種類	1鍼 2灸 3鍼・灸 4あんま 5マッサージ 6指圧 7療術		証明年月日	
	施術を 受けられる 期間と回数	年 月 日から 年 月 日まで 回		保険医療 機関名
施術券 発行年月日		年 月 日		所在地
初診年月日	年 月 日		保険医名	
転 帰	治癒・繰越・転医・中止・死亡			
主 訴				
現 在 歴				
病 歴				
家 族 歴				
施術担当者の観察				

備考 この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

全部改正〔平成7年規則44号〕、一部改正〔平成16年規則61号〕

(B5判)

国民健康保険施術担当者辞退届

指 定 番 号	
施 術 所 所 在 地	
施 術 者 氏 名	
施 術 の 種 類	
施 術 担 当 者 辞 退 の 理 由	
辞 退 年 月 日	

上記のとおり施術担当者を辞退しますのでお届けします。

年 月 日

住 所

届出人

氏 名



札幌市長 殿